

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第3条関係）

1 主体的な住民活動への支援

- (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）に要する経費
- (2) 公共交通機関利用促進のために住民が主体となつて行う活動に要する経費
- (3) 地域住民が自ら歩道除雪を行うための活動の支援に要する経費

2 観光・交流の推進

- (1) 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、中山間地域活性化を促進する活動に要する経費
- (2) 観光案内板の設置に要する経費

3 障害者、高齢者の自立への支援

- (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費
- (2) 高齢者を対象とした歯科訪問調査及び口腔衛生指導に要する経費
- (3) 身体障害者その他の就職困難者に対する就職準備のための助成に要する経費

4 自然エネルギーの導入促進

個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う新エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への新エネルギー導入に要する経費

5 地域景観の形成

歴史的まちなみ又は地域景観の形成に寄与する、建築物等の補修・改修、調査又は啓発活動に要する経費

6 農林水産業等の振興

- (1) 農林水産業（県産品を取り扱う、又は取り扱う予定のある食品加工業及び木材産業を含む。以下同じ。）の新規就業者のための住宅の修繕若しくは家賃又は新規就農者の農地の賃借に対する助成に要する経費
- (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費
- (3) 松林所有者等が保全松林の周辺の松くい虫被害木について行う駆除等の支援に要する経費
- (4) 農林水産業を営む個人又は法人その他の団体が行う農林水産業に従事する人材の確保・育成のための試行的な取組の支援に要する経費
- (5) 地産地消意識の高揚及び普及定着を図るための活動及び食育に関する取組に要する経費
- (6) 県内ふるさと産業の振興を図ることを目的として行う設備導入等への助成に要する経費

7 人権尊重の社会づくりの推進

- (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費
- (2) 人権問題解決のための住民の自立支援及び福祉の向上を図る相談員の隣保館等への設置に要する経費
- (3) 隣保館等への浄化槽又は排水設備の設置等に要する経費

8 地域文化、芸術の振興

- (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費
- (2) 文化財（市町村指定が見込まれるものを含む。）の補修又は活用に関する経費

(3) 小・中学校等で行う音楽、演劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経費

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する市町村交付金について適用し、同日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。